

磐田市告示第 331 号

磐田市自転車等駐車場条例(平成17年磐田市条例第165号)第5条の規定により、
自転車等駐車場内に放置されている自転車等の処分を告示する。

令和8年7月30日

磐田市長 草地 博昭



1 放置されている自転車等

	駐車場の名称	種別	型式(車体番号等)	車体色
1	御厨駅北自転車駐車場	自転車	不明	水色
2	御厨駅北自転車駐車場	自転車	SVA002279	グレー
3	御厨駅北自転車駐車場	自転車	SWE021211	紫

2 処分予定日

令和8年8月28日

3 自転車等の処分

告示の日から起算して30日間引き取りにこない自転車等については、同条例第5条の規定により処分する。